

## 岐阜県食品安全基本条例の改正について（概要）

### 1 条例改正の趣旨

---

本条例は、食品が生命及び健康の基本であるとの認識の下、食品の安全性の確保に関する「基本理念」、「県民を含めた関係者の基本的責務や役割」を規定し、岐阜県初の議員提案政策条例として平成15年12月に制定されました。

その後、中国製餃子の農薬混入問題など、食品の安全性にかかわる問題や食品表示の偽装問題が多発しましたが、食品等の自主回収情報について、法律上、食品関連事業者から県への報告義務がなく、県の正確・迅速な情報把握と対応が困難となっていました。

こうした状況を受け、平成20年2月定例会において、食品関連事業者の責務として食品等の自主回収情報の県への提供や、県の責務として自主回収食品等の情報公開、業者への助言等を新たに追加する形で条例改正を行い、今日に至っています。

今回、食品衛生法と食品表示法が改正され、法律に違反した食品や違反する恐れのある食品について自主回収を行う際の報告制度が創設され、行政への届出が義務化されました。

義務化により、自主回収に関する情報は、国が構築するシステムで一元管理・公表され、消費者はその情報を閲覧することが可能となりますが、法律と条例で二重の規定が存在することとなります。

そうした状況を踏まえ、条例の見直しを行うものです。

### 2 条例改正の内容

---

#### （第5条）

法改正により、自主回収時の行政への届け出が義務化されたことから第3項を削除し、第4項を3項とする。

#### （第6条）

新制度では、自主回収に関する情報は、国が構築するシステムで一元管理・公表され、消費者はその情報を閲覧することが可能となることから第3項を削除する。また、県として、食品の安全性の確保を図るため、県民への周知啓発も含めて幅広く措置を講じていく必要があることから、第4項を3項とし、その旨を規定する。

#### （施行日）

令和3年6月1日

※ 施行の日前に着手された食品関連事業者自らが取り扱う食品等の自主的な回収については、なお従前の例による。